県立こども療育センター

入所のご窓内



T889-1601

宮崎市清武町木原4257-8

電話 0985-85-6500

FAX 0985-85-6501

1 契約入所について

(1) 対象者

当センターは小児整形外科病院でもあるとともに、児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設でもあります。医師の診察によって、入所が必要と認められたお子様(18歳未満)が対象となります。

(2)入所期間

訓練の必要性等により主治医が決めます。ただし、概ね1か月未満の場合は、健康保険による一般入院となります。

2 入所の手続きについて

(1) 医師の診察

外来で当センターの医師の診察を受けてください。(電話予約が必要)入所期間、目標、目的等についても御相談ください。

(2) 日程調整

入所が決まりましたら外来看護師が日程の調整をしますので、御相談ください。

(3) 各種調査票の提出、入所前面談

外来看護師より「児童票A」「児童票B」をお渡ししますので、御記入いただき、次の受診 日に御持参ください。

入所後の個別支援計画を立てるため児童発達支援管理責任者との面談があります。受診日に合わせて行いますが、事前に「入所児童調査票」をお送りしますので、御記入いただき、面談日までに届くよう御返送ください。

(4) 障害児入所受給者証及び障害児入所医療受給者証の発行手続き

児童福祉法による施設入所の手続きが必要となります。お住まいを管轄する下記の児童相談所(なお県外の方は窓口が児童相談所ではないことがありますので、御注意ください)へ入所申請し、支給決定がなされると、障害児入所受給者証及び障害児入所医療受給者証が交付されます。これらの受給者証等が交付された後に、こども療育センターと利用契約を結びます。

中央児童相談所 〒880-0032 宮崎市霧島町 1-1-2 Tel 0985-26-1551 担当地域:宮崎市、日南市、西都市、東諸県郡、児湯郡

都城児童相談所 〒885-0017 都城市年見町 14-1-1 Tel 0986-22-4294 担当地域:都城市、小林市、串間市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡

延岡児童相談所 〒882-0803 延岡市大貫町1丁目 2845 Tel 0982-35-1700 担当地域:延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡

- ①児童相談所の相談は予約制です。電話で「こども療育センターへの入所希望があること」を 伝え、相談日を予約します。予約日を変更したいときは、事前に連絡してください。
- ②相談当日はお子様と保護者で出向きます。予約をした際に指定された書類等を忘れずに御持 参ください。児童相談所の担当職員が、入所希望の内容、お子様の状態や生育歴、家族状況 等を確認する面接を行います。(主に初回入所の方)必要に応じて発達(知能)検査も実施さ れます。所要時間は概ね1時間から1時間30分となります。
- ③児童相談所には、以下の書類等の持参が必要です。あらかじめ御準備をお願いします。
 - · 障害児施設給付費 (障害児施設医療費) 支給申請書兼利用者負担減額、免除等申請書
 - 住民票(世帯全員分)
 - · 市町村県民税課税証明書
 - ・保険証の写し
 - 母子手帳
 - · 障害手帳(身体障害者手帳、療育手帳)

3 費用について

(1)児童福祉法に定められた利用料

入所に必要な費用の 1 割相当額が自己負担となりますが、受給者証(入所受給者証・障害 児入所医療受給者証)に記載された負担上限額をお支払いいただきます。

(2) その他の費用

衣類洗濯代、日常生活に必要な物品(シャンプー、石鹸、ティッシュペーパー、紙オムツ) 費用の御負担をお願いしています。衣類を家庭へ持ち帰り洗濯する、物品を御持参される場合は、費用負担は発生しません。詳しくは、総務課総務担当もしくは指導担当へお尋ねください。

(3)各種手当について

入所期間中は特別児童扶養手当・障害児福祉手当・児童扶養手当の支給が停止されますので、市町村の担当窓口にて受給資格喪失届の手続きをお願いします。なお、親子入所の場合は障害児福祉手当のみ停止されます。

また、入所期間が2か月を超える単独入所の場合、児童手当については、センター所長が 管理することになっております。(児童手当法)入所前にお住まいの市町村児童手当担当課に センターへ入所する旨をお伝えください。管理させていただいた児童手当は、退所時に保護 者へお引き渡しします。詳しくは総務課総務担当へお尋ねください。

4 入所当日

入所契約を締結しますので、契約書(2部)、重要事項説明書(2部)に記入・押印の上、御持参ください。その他、下記のものを御持参ください。

- 障害児入所受給者証
- 障害児入所医療受給者証

- 重度障害者医療者証
- 健康保険証
- · 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳)
- 印鑑

入所当日は、医師の診察、病棟看護師による聞き取りや説明、総務課(総務担当及び指導担当)の各担当職員からの説明や手続きがありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

(1)入所時に持参する物

下記を参考に、お子さんの年齢や状態に応じて調整をしてください。

持ち物には必ず名前をつけてください。特に衣類については、まとめて洗濯しますので、 消えないように油性マジック等でしっかり指定された位置に書くか縫い付けてください。(⑤ 記名方法に詳しく説明しています。)

① 衣類等

- ・普段着 上着・ズボン10枚
- ・パジャマ 10枚
- ・下着類 シャツ10枚以上、パンツ10枚以上
- 靴、靴下 装具等により異なりますので、看護師と相談してください。
- ・スタイ 10枚以上(必要なお子さんのみ)
- ・その他、帽子、防寒着等も適宜御用意ください。
 - ※記名がなく、持ち主が不明になった衣類については、処分させていただくことがありますので御了解ください。
 - ※季節の変化に合わせて衣類の入れ替えをお願いします。

②日用品

・歯ブラシ3~5本、歯磨き粉1~3本、コップ(柄付き)1個、ハンカチ数枚

③学用品

- ・カバン・ランドセル(持ちやすい物)、文房具(現在使用中の物で結構です)、ノート類
- ・教科書や副教材等については、清武せいりゅう支援学校から指示があります。

4)その他

・おもちゃ

センターにも用意してありますが、お気に入りの物があれば棚に入る大きさのものであればお持ちいただいても結構です。病棟の看護師に御相談ください。ただし、大勢の子どもがいますので、おもちゃは共有の状態になり、壊れたり、紛失したりしますので、御理解ください。また、危険なおもちゃ、高価なものは御遠慮ください。

・電子機器等

持ち込みできる電子機器(ゲーム機、スマートフォン、タブレット、パソコン等)は、1人2台までです。破損や紛失した場合に対応しかねますので、高価なものは御遠慮ください。また時間を決めて使っていただきます。

現金

現金は持たせないでください。(特別な事情がある場合は御相談ください)

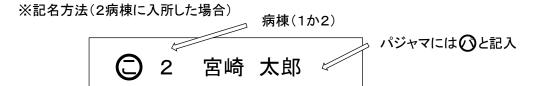
※その他病棟での生活については、「青空会 (入所児童の自治活動)」の決まりに従ってください。

⑤記名方法

衣類の洗濯は、センター外に依頼しますので、氏名はしっかり記入してください。

- ・白っぽい服には、直接油性マジックで記入してください。
- ・柄物、黒っぽい服には、白の別布に油性マジックで記入し、縫い付けてください。

上着→裾の裏 スカート→ウエストの裏 ズボン→ウエストの裏 パンツ→ウエストの裏 靴下→足底と足首の表 靴→靴の表と後ろ



5 入院中の生活について

家族との関わりが一番大切な時期のお子様が、家族と別れて生活することになります。私たちも精一杯頑張りますので、御家族の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

(1) 日課について

病棟が生活の場となり、治療やリハビリを受けながら、学校に通います。またお子様には 医師、看護師、セラピスト、保育士とそれぞれ受持ちが決められます。

1日の流れ

時間	病棟活動	学 校
6:00	起床・更衣・洗面	
7:25	朝食	
8:30~8:45	登校	登校
		朝の活動
8:45~12:00		1 校時~4 校時
12:00~13:00	昼食・検温	
13:00~13:15		準備の時間
13:15~14:50		5 校時~6 校時**
14:30~	おやつ・更衣	
	月水金:入浴	
	火木:余暇時間	
17:30~18:30	夕食	
19:00~20:00	自由時間(自習時間)	
20:30	幼児・小学生児消灯	
21:00	中・高校生児消灯、就寝	

※下校時間について

小学部:月・火・木は14:50~15:05、水・金は14:00~14:15

中・高等部:月~木は14:50~15:05、金は14:00~14:15

(2) 面会、外出、外泊について

①面会について

ア 面会は午前9時から午後8時(入館は午後7時30分まで)までとなっています。 来所されましたらスタッフルームに御連絡ください。

なお、平日の午後 5 時 30 分以降、土日、祝日は終日、防犯のために玄関等全ての出入り口を閉鎖しておりますので、面会時は玄関右手のインターホンで、警備員に用件をお話しください。

- イ お子様への食べ物及び飲み物は、基本的に持ち込まないようお願いします。
- ウ 当センターを含む福祉ゾーンの各施設は禁煙となっておりますので、御協力をお願いします。
- エ 風邪や伝染病にかかっている方の御面会は御遠慮ください。
- オ お子様の衣類や持ち物の整理を行い、汚れや必要枚数があるか、サイズが合っているか などを御確認ください。不要な物があればお持ち帰りいただき、不足の物があれば補充 をお願いいたします。特に季節の変わり目は御注意ください。
- カー相談したいこと等がある場合は、いつでも職員に御相談ください。
- キ 携帯電話の使用は、センターの案内に従って御利用ください。

②外出・外泊について

- ア 家族とのつながりを深め、社会性を育てるために、申し出があれば支障のない限り許可 しております。
- イ 入所時に「誓約書」を御提出いただきます。その後は3日前までに「外出・外泊届出」 を病棟の看護師に提出してください。
- ウ 外出、外泊先での事故などがあった時には、早急に御連絡ください。
- エ 予定の時間に帰所できない場合は、早めに病棟へ御連絡ください。

③一時帰省及び週末帰省について

- ア 春休み、夏休み、冬休み及び連休を利用して、一時帰省を実施しています。
- イ センターの方針として、毎週土・日曜日を利用した週末帰省を取り入れています。これ はお子様の情緒の安定を図り、家族との結びつきや社会性を高め、また退所後の生活を スムーズにすることを目的としております。

遠方で週末帰省が困難な方は、電話や手紙、メール等の工夫をしてくださるようお願い します。

6 その他

(1)病棟への電話について

お子様への電話は、平日は午後7時から午後8時20分まで、土日・祝日は午前10時から午後8時20分までの間にお願いします。

なお、携帯電話は、自己管理が可能なお子様については持ち込み可能ですが、センターは 一切責任を負えませんので、保護者の責任において持たせてください。取扱いについては、 「青空会」の決まりに従ってください。

(2) 御家族の付添いについて

手術前後に付添いを希望される場合は御相談ください。

- ①食事代は朝食300円、昼食500円、夕食500円となっております。
- ②寝具一式は1日110円です。寝具の持ち込みは、衛生上お断りしています。
- ③洗濯は病棟の洗濯機を御利用ください。(看護師にお尋ねください。)
- ④入浴は親子入所室の浴室御利用ください。(午後1時から午後6時まで) ※詳しくは、入所後に病棟看護師から説明があります。

(3) 個人情報の取扱い

- ①個人情報の保護に関する法律その他関係法令等に従い、適正に取り扱います。
- ②センターではお子様の生活向上のために必要に応じて、ボランティアの方々に御協力をいただいております。また、実習生の受入れも行っております。このように職員以外の人との関わりや、一般に報道されることに不都合のある方はお申し出ください。
- ③生活の記録としての生活場面や行事等、必要に応じて写真や動画を撮影することがあります。センター内での掲示や視聴、センター便りへの掲載以外には使用しませんので、御理解いただきますようお願いします。

